

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添の産業標準案作成対象テーマ一覧において、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C61280-4-2	光ファイバ通信サブシステム試験方法-第4-2部:敷設済みケーブル設備-シングルモード減衰量及び光反射減衰量測定	Fiber-optic communication subsystem test procedures - Part 4-2: Installed cable plant - Single-mode attenuation and optical return loss measurement	FTTHの光配線の普及が進み、職場・家庭を問わず、超高速通信が利用できるようになっている。シングルモード光ファイバのケーブル配線は、家庭用、商業用、産業用、及びデータセンターの構内、並びに外部の設備環境を含む様々な環境に設置され、その減衰量及び光反射減衰量を精度よく測定することは、サービス運用業務及びメンテナンス業務を遂行するために重要な技術である。 このため、敷設済みケーブル設備のシングルモード減衰量及び光反射減衰量測定法について、2014年にIEC 61280-4-2として制定された。このような状況から、我が国においても光配線の減衰量及び光反射減衰量を精度よく測定するため、この国際規格に基づくものであり、国内産業界においても重要であるため、JISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、 1) 光通信産業において、光ファイバ通信サブシステムの測定が容易になり、サービス運用の円滑化も期待できる。 2) 光要素部品を扱う中小企業の振興、及びスタートアップの新規参入も促進され、日本の産業界が活性化すると期待できる。 3) 市場の混乱が防げるだけでなく、正しい認知が定着することによって、市場の拡大が期待できる。 4) 日本企業の品質の高さで差別化することができるようになるため、国際競争力の強化に繋がる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、図記号及び略語 ・測定法 ・試験装置 ・試験手順 ・計算 ・測定の記録 ・附属書A 1コード基準法 ・附属書B 3コード基準法 ・附属書C 2コード基準法 ・附属書D オプティカルタイムドメインリフレクトメータ ・附属書E 連続光による光反射減衰量測定方法A ・附属書F 連続光による光反射減衰量測定方法B ・附属書G 測定の不確かさの例 ・附属書H OTDR構成情報 ・附属書I 試験コード減衰量確認 ・附属書J スペクトル減衰量測定	-	IEC 61280-4-2:2014	IDT	第2条の該当号: 4(試験の方法) 対象事項: 光ファイバ通信サブシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5932-3	光アイソレータ ー 第3部:シングルモードファイバビッグテール形光アイソレータ	Optical isolators - Part 3: Non-connectorized single-mode fiber optic isolators	この規格は、屋内環境条件で光ファイバを用いた光伝送に使用する偏光無依存形光アイソレータの定格、光アイソレータが最低限満足する光学特性、耐環境性及び耐久性、表示、包装、並びに安全について規定したもので、2012年に発行されたIEC 61753-061-2を基に2018年に制定した規格である。 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、ここでは多量の光アイソレータが使用されている。今後のICT社会のさらなる発展に伴い、光アイソレータは今後も多量に導入することが予想されている。 このため、2020年には対応国際規格IEC 61753-061-02が技術進歩に対応して改訂されたため、この規格と技術的な差異が生じている。具体的には、対応国際規格では耐環境性及び耐久性の特性の一つとして「光ファイバクランプ強度(ねじり試験)」が追加規定されたり、また、これ以外の耐寒性、耐熱性、耐湿性(定常状態)、温度サイクル、耐振性などの耐環境性及び耐久性の項目において、偏光依存性損失の測定が追加規定されて改訂された。このような状況から、この規格で規定していない特性項目、及び耐環境性及び耐久性試験における偏光依存性は、国内においても実際に光アイソレータを使用する際に重要であるため、対応国際規格と整合したJISに改正する必要がある。	国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光アイソレータの調達が可能となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 1)耐環境性及び耐久性において、光ファイバクランプ強度の特性項目の一つとして、「ねじり」の規定を追加する。 2)耐環境性及び耐久性において、全ての特性の試験前後の光学特性として偏光依存性損失を測定することを規定に加え、要求される偏光依存性損失の性能を規定する。 - 耐寒性 - 耐熱性 - 耐湿性(定常状態) - 温度サイクル - 耐振性 - 耐衝撃性 - 光ファイバクランプ強度(繰返し曲げ) - 光ファイバクランプ強度(軸方向引張り) - 光ファイバクランプ強度(横方向引張り) - 光ファイバクランプ強度(ねじり)	-	IEC 61753-061-2:2020	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C5952-2	光伝送用能動部品一パッケージ及びインタフェース標準一第2部:10ピンSFF形光トランシーバ (現行名称:光伝送用能動部品一パッケージ及びインタフェース標準一第2部:MT-RJ(F19形)コネクタ付10ピンSFF形光トランシーバ)	Fiber optic active components and devices - Package and interface standards - Part 2: SFF 10-pin transceivers (現行名称:Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 2 : SFF MT-RJ 10-pin transceiver)	この規格は、MT-RJコネクタ付10ピンSFF形光トランシーバの物理インタフェース仕様について規定したもので、2003年に制定されたIEC 62148-2を基に2008年に制定されている。 この規格が対象としている10ピンSFF形光トランシーバ関連のJISには、この規格のほかにも JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9があるが、対応国際規格IEC 62148-2の2010年の改訂の際に、JIS C 5952-7の対応国際規格(IEC 62148-7:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 7: SFF LC 10-pin transceivers)及びJIS C 5952-9の対応国際規格(IEC 62148-9:2003 Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 9 : SFF MU duplex 10-pin transceivers)が包含されて一つの規格となった。またその際に、IEC 62148-7及びIEC 62148-9は廃番となったため、現状10ピンSFF光トランシーバ関連のJISとIEC文書との対応関係に不整合が生じている。これによる混乱を避けるために、国内においても、JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9をJIS C 5952-2に織り込む形で改正する必要がある。またこれに伴い、JIS C 5952-7及び JIS C 5952-9は廃止する。	この規格を改正することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待される。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は次のとおり。 ・既存JISの10ピンSFF形光トランシーバ規格は、コネクタ形状によって個々の規格が制定されている[JIS C5953-2はMT-RJ(F19形)コネクタ、JIS C 5953-7はLCコネクタ、及びJIS C 5952-9はMU(F14形)コネクタ]が、関連性の高いこの3規格を一つにまとめる。 ・対応国際規格のIEC 62148-2では、上記3種類のコネクタタイプを包含しているため、JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9については、この規格の発行と同時に廃止する。	C 5952-7:2008、 C 5952-9:2008	IEC 62148-2: 2010	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、構造) 対象事項: 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5952-3	光伝送用能動部品パッケージ及びインタフェース標準-第3部:20ピンSFF形光トランシーバ (現行名称:光伝送用能動部品パッケージ及びインタフェース標準-第3部:MT-RJ(F19形)コネクタ付20ピンSFF形光トランシーバ)	Fiber optic active components and devices - Package and interface standards - Part 3: SFF 20-pin transceivers (現行名称:Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 3 : SFF MT-RJ 20-pin transceivers)	この規格は、MT-RJコネクタ付20ピンSFF形光トランシーバの物理インタフェース仕様について規定したもので、2003年に制定されたIEC 62148-3を基に2008年に制定されている。 この規格が対象としている20ピンSFF形光トランシーバ関連のJISには、この規格のほかにJIS C 5952-8及びJIS C 5952-10があるが、対応国際規格IEC 62148-3の2010年の改訂の際に、JIS C 5952-8の対応国際規格(IEC 62148-8:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 8: SFF LC 20-pin transceivers)及びJIS C 5952-10の対応国際規格(IEC 62148-10:2003 Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 10 : SFF MU duplex 20-pin transceivers)が包含されて一つの規格となった。またその際に、IEC 62148-8及びIEC 62148-10は廃番となったため、現状20ピンSFF形光トランシーバ関連のJISとIEC文書との対応関係に不整合が生じている。これによる混乱を避けるために、国内においても、JIS C 5952-8及びJIS C 5952-10をJIS C 5952-3に纏める形で改正する必要がある。またこれに伴い、JIS C 5952-8及びJIS C 5952-10は廃止する。	この規格を改正することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待される。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は次のとおり。 ・既存JISの20ピンSFF形光トランシーバ規格は、コネクタ形状によって個々の規格が制定されている[JIS C 5953-3はMT-RJ(F19形)コネクタ、JIS C 5953-8はLCコネクタ、及びJIS C 5952-10はMU(F14形)コネクタ]が、関連性の高いこの3規格を一つにまとめる。 ・対応国際規格のIEC 62148-3では、上記3種類のコネクタタイプを包含しているため、JIS C 5952-8及びJIS C 5952-10については、この規格の発行と同時に廃案する。	C 5952-8:2008、 C 5952-10:2008	IEC 62148-3: 2010	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、構造) 対象事項: 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験及び測定手順-第2-1部:試験-正弦波振動 (現行名称:光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験及び測定手順-第2-1部:正弦波振動試験)	Fiber optic interconnecting devices and passive components-Basic test and measurement procedures-Part 2-1: Tests-Vibration (sinusoidal)	この規格は、稼働中に発生する可能性のある一般的な振動周波数範囲及び振動の大きさによって、光コネクタ、光受動部品及びクロージャへの振動の影響を試験する方法について規定したもので、IEC 61753-1:2009を基に2012年に制定されたものである。 2022年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 1: General and guidance)と整合を取るため、各システム、機器、装置などに応じて推奨値が定められるなどの改訂がされた。このため、日本国内においても多く使用される製品に関わるものであることから、現状の技術の実態を踏まえ、国際規格に整合した試験にすため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、より多くの製品種類について、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、補完要素の名称を“正弦波振動試験”から“試験-正弦波振動”に改める。 ・装置において、加速度のモニターについて、シグとは別に規定する。 ・手順において、DUTの準備を前処理と別にして規定する。また、初期測定について、外観確認方法の例を新たに追加する。 ・試験の厳しさの程度において、ファイバマネジメントシステム、メカニカルスプライス/現場組み立てコネクタ、壁コンセント/光ファイバ配電盤、強化光コネクタ及びストリートキャビネットについての推奨値を新たに規定する。		IEC 61300-2-1:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		IEC規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C61300-2-18	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-18部:試験—高温	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-18: Tests-High temperature	この規格は、光デバイス又はクロージャの動作時、保管時、及び輸送時に起こる可能性がある高温環境条件での耐久性の測定手順について規定したもので、IEC 61300-2-18:2005を基に2009年に改正されている。2022年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさを程度について、IEC61753-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 1: General and guidance)と整合を取るため、製品カテゴリーに応じて温度及び暴露時間の推奨値を定めるなどの改訂がされた。このため、これらの試験は日本国内においても多く使用される製品に関わるものであることから、現状の技術の実態を踏まえ、国際規格に整合した試験にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、製品用途に応じた適切な試験の厳しさを容易に選ぶことができ、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、補完要素の名称を“正弦波振動試験”から“試験—高温”に改める。 ・試験の厳しさを程度において、現行では温度条件は3とおりの条件を示しているが、7種類の製品カテゴリーに応じた温度及び暴露時間の推奨値に改める。	-	IEC 61300-2-18:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		IEC規格のJIS化	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国 際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	06 電子	廃止	C5952-7	光伝送用能動部品－パッケージ及びインタフェース標準－第7部：LCコネクタ付10ピンSFF形光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Package and interface standards - Part 7: SFF LC 10-pin transceivers	この規格は、LCコネクタ付10ピンSFF形光トランシーバの物理インターフェース仕様について規定したものである。10ピンSFF形光トランシーバに関するJISには、ほかにこの規格群のパート2及びパート9があり、JIS C 5952-2の対応国際規格であるIEC 62148-2が2010年に、JIS C 5952-7の対応国際規格(IEC 62148-7:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 7: SFF LC 10-pin transceivers)及びJIS C 5952-9の対応国際規格(IEC 62148-9:2003 Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 9 : SFF MU duplex 10-pin transceivers)を包含して改訂し、同時にIEC 62148-7及びIEC 62148-9は廃止された。このため、現状10ピンSFF光トランシーバ関連のJISとIEC規格との規格構成を合わせるために、国内においても、JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9をJIS C 5952-2に纏める形で改正することとなった。またこれに伴い、この規格及びJIS C 5952-9は廃止する必要がある。	IEC 62148-7:2003	MOD	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	廃止	C5952-8	光伝送用能動部品－パッケージ及びインタフェース標準－第8部：LCコネクタ付20ピンSFF形光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Package and interface standards - Part 8: SFF LC 20-pin transceivers	この規格は、LCコネクタ付20ピンSFF形光トランシーバの物理インターフェース仕様について規定したものである。20ピンSFF形光トランシーバに関するJISには、ほかにこの規格群のパート8及びパート10があり、JIS C 5952-3の対応国際規格であるIEC 62148-3が2010年に、JIS C 5952-8の対応国際規格(IEC 62148-8:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 8: SFF LC 20-pin transceivers)及びJIS C 5952-10の対応国際規格(IEC 62148-10:2003 Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 10 : SFF MU duplex 20-pin transceivers)を包含して改訂し、同時にIEC 62148-8及びIEC 62148-10は廃止された。このため、現状20ピンSFF光トランシーバ関連のJISとIEC規格との規格構成を合わせるために、国内においても、JIS C 5952-8及びJIS C 5952-10をJIS C 5952-3に纏める形で改正することとなった。またこれに伴い、この規格及びJIS C 5952-10は廃止する必要がある。	IEC 62148-8:2003	MOD	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	06 電子	廃止	C5952-9	光伝送用能動部品－パッケージ及びインタフェース標準－第9部: MU (F14形)コネクタ付10ピンSF F形光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Package and interface standards - Part 9: SFF MU duplex 10-pin transceivers	この規格は、MU2心コネクタ付10ピンSFF形光トランシーバの物理インタフェース仕様について規定したものである。JIS C 5952-2の対応国際規格であるIEC 62148-2の2010年に、JIS C 5952-7の対応国際規格 (IEC 62148-7:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 7: SFF LC 10-pin transceivers) 及びJIS C 5952-9の対応国際規格 (IEC 62148-9:2003 Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 9 : SFF MU duplex 10-pin transceivers) を包含して改訂し、同時にIEC 62148-7及びIEC 62148-9は廃止された。このため、現状10ピンSFF光トランシーバ関連のJISとIEC規格との規格構成を合わせるために、国内においても、JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9をJIS C 5952-2に纏める形で改正することとなった。またこれに伴い、この規格及びJIS C 5952-7は廃止する必要がある。	IEC 62148-9:2003	MOD	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	廃止	C5952-10	光伝送用能動部品－パッケージ及びインタフェース標準－第10部: MU (F14形)コネクタ付20ピンSFF形光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Package and interface standards - Part 10: SFF MU duplex 20-pin transceivers	この規格は、MU2心コネクタ付20ピンSFF形光トランシーバの物理インタフェース仕様について規定したものである。20ピンSFF形光トランシーバに関するJISには、ほかにこの規格群のパート8及びパート10があり、JIS C 5952-3の対応国際規格であるIEC 62148-3が2010年に、JIS C 5952-8の対応国際規格 (IEC 62148-8:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 8: SFF LC 20-pin transceivers) 及びJIS C 5952-10の対応国際規格 (IEC 62148-10:2003 Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 10 : SFF MU duplex 20-pin transceivers) を包含して改訂し、同時にIEC 62148-8及びIEC 62148-10は廃止された。このため、現状20ピンSFF光トランシーバ関連のJISとIEC規格との規格構成を合わせるために、国内においても、JIS C 5952-8及びJIS C 5952-10をJIS C 5952-3に纏める形で改正することとなった。またこれに伴い、この規格及びJIS C 5952-8は廃止する必要がある。	IEC 62148-10:2003	MOD	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	